

子育て世帯へ

臨時特別給付金を支給 児童手当(本則給付)の受給者が対象

児童手当受給世帯

小学校等の臨時休業等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金(一時金)を支給します。

今回、支給を受けるにあたって、改めての申請は不要です。
〔支給対象者〕対象児童に係る令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の受給者
※特例給付の受給者は支給対象者になりません(平成30年中の)

〔対象児童〕児童手当(本則給付)の令和2年4月分の対象となる児童(3月分の対象となる児童を含む)※同年3月分の児童手当

〔対象児童〕児童手当(本則給付)の令和2年4月分の対象となる児童(3月分の対象となる児童を含む)※同年3月分の児童手当

扶養親族等の数	本人限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円

※平成30年中の所得で判定
※扶養親族が5人以上の場合は1人につき38万円を加算
※生計中心者の所得で判定(夫婦の所得の合算ではありません)

所得が児童手当の所得制限限度額以上(左表のとおり)であり、児童1人あたり月額一律5,000円が支給されている方)

の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合も対象となります(平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童が対象)

〔給付額〕対象児童1人につき、10,000円
〔支給時期〕6月中旬頃までに支給

〔支給方法〕令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)を受給している口座に振り込みます※口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる可能性がある場合は、お問い合わせください

〔申請受付期間〕6月15日(月)～12月14日(月)
〔支給時期〕7月下旬頃までに申請された場合は、8月中旬頃までに支給。以降、各月下旬頃まで

公務員児童手当受給者

令和2年3月31日(令和2年3月分の児童手当の支給要件見

地域医療を守り支えるために

区政最前線

区長室から



江東区長 山崎孝明

4月7日の「緊急事態宣言」発令以来、区民の皆様には、不要不急の外出や営業の自粛・休業など多大なご協力をいただき、本当にありがとうございます。

また、医療従事者や福祉施設スーパード等、最前線で社会を支えている方々には、心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

5月23日現在、江東区における感染者数は、221人となっております。未だ感染者の発生は続いています。本区では、今後の感染拡大に備えるため、区医師

会との連携による「新型コロナウイルスPCRセンター」を設置し、検体採取の件数を増やし、適切な治療・感染拡大防止への強化を図りました。

一方で陽性者の入院先の確保が、目下の課題となっております。感染者を受け入れる病院では、院内感染を防ぐための動線

は、院内感染を防ぐための動線設備の変更が必要なほか、患者収容のため、居室の定員数の縮小等、病院の運営体制が逼迫し、「地域医療の崩壊」に陥りかねない状況となっております。

最後に、いま日本各地で患者やその家族への批判や、医療従事者への差別など、大変由々しき事がおきています。憎むべきは「ウイルス」であり、「人」ではないということ

を改めてご理解いただき、区民の皆さんの力を合わせて、この難局を乗り越えていきましょう。

児童は令和2年2月29日)時点での住民票のある区市町村への申請が必要となります。対象となる方は、申請期間内に申請してください。支給対象者や対象児童、給付額は児童手当受給世帯と同様です。

〔申請方法〕所属庁から申請書の配付を受けた後、必要事項を記入のうえ、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の証明を受けたうえで、〒135-8383区役所子ども家庭支援課給付係へ郵送または窓口で

〔申請受付期間〕6月15日(月)～12月14日(月)
〔支給時期〕7月下旬頃までに申請された場合は、8月中旬頃までに支給。以降、各月下旬頃まで

〔申請受付期間〕6月15日(月)～12月14日(月)
〔支給時期〕7月下旬頃までに申請された場合は、8月中旬頃までに支給。以降、各月下旬頃まで

東京都知事選挙

投票日 7月5日(日)

郵便等による不在者投票制度

体が不自由で、選挙の時に投票所へ行くことが困難な方が、自宅等で投票用紙に自ら記入し、郵便等により投票ができる制度があります。郵便等投票の対象

表1 郵便等投票のできる方
表2 代理記載制度を利用できる方

手帳の種類	障害の種類・要介護状態の区分	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸 免疫・肝臓	1級または3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護5	-

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚	特別項症から第2項症

での申請で翌月中旬頃に支給
〔支給方法〕申請書記載の受取口座に振り込みます。海外で開設した金融機関口座や一部を除くインターネット銀行のお取り扱いはありません

〔申請方法〕所属庁から申請書の配付を受けた後、必要事項を記入のうえ、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の証明を受けたうえで、〒135-8383区役所子ども家庭支援課給付係へ郵送または窓口で

〔申請受付期間〕6月15日(月)～12月14日(月)
〔支給時期〕7月下旬頃までに申請された場合は、8月中旬頃までに支給。以降、各月下旬頃まで

〔申請受付期間〕6月15日(月)～12月14日(月)
〔支給時期〕7月下旬頃までに申請された場合は、8月中旬頃までに支給。以降、各月下旬頃まで

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方へ

ジェネリック医薬品差額通知を送付

現在処方されている薬をジェネリック医薬品へ切り替えた場合、自己負担額がどれくらい軽減できるかがわかるお知らせをお送りします。ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間終了後に製造されるため、先発医薬品と比べ安価ですが、有効性や品質、安全性は同等です。医療の質を落とさずに自己負担を軽くするとともに、利用する保険制度全体の医療費を抑えることにもつながりますので、ご

〔対象となる方〕国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度の被保険者のうち、生活習慣病等の医薬品が処方されている方で薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方
※すべての被保険者の皆さんにお送りするものではありません
〔送付時期〕
国保・毎月下旬※同じ方に数か月の間隔を空けて複数回送付することがあります。
後期高齢者医療：6月下旬
〔注意事項〕
○すべての医薬品にジェネリック医薬品があるとは限りません。
○症状などにより処方できない場合があります。
○切り替えをご希望の場合には、必ず医師・薬剤師にご相談ください。

〔国保医療保険課医療係〕
☎(3647)8516
FAX(3647)8443
通知サポートデスク(平日午前9時～午後5時)
☎0120(433)400

〔後期高齢者医療(東京都後期高齢者医療広域連合保健事業・医療費適正化係)〕
☎(3222)4507
通知サポートデスク(発送日の翌日(6月下旬)～7月31日(金)の平日午前9時～午後5時)
☎0120(601)494

現在「郵便等投票証明書」をお持ちで、有効期限が切れている方は、更新手続きをしてください。また、「郵便等投票証明書」を紛失された方はお問い合わせください。
視覚に障害のある方は
視覚に障害がある方には点字版または音声版「選挙のお知らせ」や点字シールを貼った「投票所入場整理券」を郵送します。ご希望の方はご連絡ください。※皆さんのご住所、お知り合いに該当される方がいましたら、ぜひこのことをお伝えください。
〔選挙管理委員会事務局〕
☎(3647)9091
FAX(3647)9592